

〒849-0902
佐賀県佐賀市
久保泉町上和泉798-10

佐賀県指令 2建設技第 472号
令和 2年10月15日

(株) 井手解体実業

井手 隆彦 様

佐賀県知事 山口 祥義



特定 建設業の許可について (通知)

令和 2年 9月 16日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、
建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	佐賀県知事 許 可 (特 - 2) 第 10991 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 2年 10月 28日 から 令和 7年 10月 27日 まで
建 設 業 の 種 類	

土木工事業
大工工事業
とび・土工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業
解体工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
水道施設工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 9月 27日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)